○栄村社会福祉協議会登録ヘルパー就業規則

平成 12 年月日不明　規則番号不明

栄村社会福祉協議会登録ヘルパー就業規則

（目的）

第１条　この規則は、栄村社会福祉協議会長と登録ヘルパーとの間において、介護保険法等関連する介護業務の提供について、労働、服務、その他の就業に関して必要な事項を定めるものである。

２　この規則に定めのないことについては、労働基準法その他法令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において、登録ヘルパーとは、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）で定める訪問介護員養成研修を修了した者で栄村社会福祉協議会へ申込書を提出し、会長の承認を受けた者をいう。（以下「げたばきヘルパー」という。）

２　資格等があり栄村社会福祉協議会に登録し会長の承認を受けた者。

３　げたばきヘルパーには、身分証明書を交付する。

（規則の遵守）

第３条　栄村社会福祉協議会長及びげたばきヘルパーは、この規則を守りお互いに協力し、介護業務の遂行と実施に当たるものとする。

（労働契約の期間）

第４条　栄村社会福祉協議会長は労働契約の締結に当たって期間の定める場合には、１年又は３年の範囲以内で、契約時に本人の希望を考慮のうえ、各人ごとに決定するものとする。

（労働条件の明示）

第５条　栄村社会福祉協議会長は、げたばきヘルパー労働契約の締結に際しては、介護業務書及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示するものとする。

（服務）

第６条　げたばきヘルパーは介護業務の正常な運営を図るため、栄村社会福祉協議会長の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するとともに、次の各事項をよく守り、介護業務の秩序の保持に努めなければならない。

(1)　勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所をはなれないこと。

(2)　栄村社会福祉協議会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

(3)　職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと。

(4)　みだりに遅刻、早退、私用外出及び欠勤をしないこと。又やむを得ないときは届

けでること。

(5)　職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(6)　許可なく職務以外の目的で栄村社会福祉協議会の施設、物品等を使用しないこと。

(7)　その他酒気を帯びて勤務するなど、職員としてふさわしくない行為をしないこと。

（労働時間）

第７条　労働時間は、原則１日８時間以内とし、栄村社会福祉協議会職員に準ずるが介護プラン及びその対象者により、始業及び終業の時刻は定め、個々の介護プランにより各げたばきヘルパー個別に定める。

（業務報告）

第８条　げたばきヘルパーは、その日の業務について報告書により、速やかに報告するものとする。

（賃金）

第９条　賃金は別表のとおりとする。

（賃金の支払い）

第 10 条　賃金は月末締めとし、翌月 16 日（支払日が休日に当たる場合はその翌日）に、原則として口座振込とする。

（解雇）

第 11 条　げたばきヘルパーが、次のいずれかに該当するときは契約を解除する。

(1)　事業の休廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ないとき。

(2)　本人の身体または精神に障害があり、医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められたとき。

(3)　勤務成績が不良で就業に適さないと認められたとき。

(4)　前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

（研修）

第 12 条　栄村社会福祉協議会は、げたばきヘルパーに対し日ごろ介護研修を実施し、介護技術の向上に努めるものとする。

（災害補償）

第 13 条　げたばきヘルパーが業務上の事由もしくは通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合又は介護の途中の事故は、全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合賠償補償共済制度及び住宅福祉サービス総合補償による保険給付による。

（その他）

第 14 条　この規則の施行について、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

この規則は、平成 15 年４月１日から施行する。

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 10 月１日以降の賃金から適用する。

附　則（令和元年９月 30 日規則第１号）

この規則は、令和元年 10 月１日から施行する。

附　則（令和２年３月 11 日規則第３号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年 11 月８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和３年 10 月１日から適用する。

別表（第９条関係）

介護業務	生活援助	４５分　１，１００円 移動料　５００円。ただし、受持ブロック以外へ移動した場合は、１ブロック移動につき１００円加算する。
	身体介護	１時間　１，８５０円 移動料　５００円。ただし、受持ブロック以外へ移動した場合は、１ブロック移動につき１００円加算する。
	訪問料金（移動料を除く）に対して 早朝（午前６時から午前８時）　１．２５倍 夜間（午後６時から午後 10 時）　１．２５倍 深夜（午後 10 時から午前６時）　１．５０倍を加算します。	
地域見守り事業	訪問１回　３００円	
配食サービス	１軒　３００円	
上記以外（注）	長野県が定める最低賃金	

（注）　研修会及びヘルパー会議、社会福祉協議会が主催する行事等